

経営体育成強化資金実施要綱

平成13年 5 月 1 日13経営第 303号 農林水産事務次官依命通知
改正平成14年 7 月 1 日14経営第1740号
平成15年 4 月 1 日14経営第6833号
平成15年10月 1 日15経営第3432号
平成16年 4 月 1 日15経営第6655号
平成16年 8 月 1 日16経営第2255号
平成17年 4 月20日16経営第8955号
平成18年 3 月30日17経営第7178号
平成19年 3 月30日18経営第7799号
平成20年 4 月 1 日19経営第7648号
平成20年10月 1 日20経営第3733号
平成20年12月 1 日20経営第4932号
平成21年 7 月 1 日21経営第1321号
平成22年 4 月 1 日21経営第6879号
平成22年 8 月13日22経営第2562号
平成23年 4 月 1 日22経営第7266号
平成23年 5 月 2 日23経営第 249号
平成23年11月21日23経営第2219号
平成24年 3 月30日23経営第3564号
平成24年 4 月 6 日23経営第3564号
平成24年 5 月11日24経営第 393号
平成24年 5 月22日24経営第 511号
平成24年 8 月13日24経営第1575号
平成25年 4 月 1 日24経営第3665号
平成25年 8 月26日25経営第1650号
平成25年10月11日25経営第2001号
平成26年 2 月27日25経営第3419号
平成26年 4 月 1 日25経営第3636号
平成27年 4 月 1 日26経営第3306号
平成28年 4 月 1 日27経営第3213号
平成29年 3 月31日28経営第3060号
平成30年 3 月30日29経営第3432号
平成31年 3 月29日30経営第3014号
令和 2 年 3 月30日元経営第3160号
令和 3 年 3 月29日 2 経営第3025号
令和 4 年 3 月31日 3 経営第3158号
令和 5 年 3 月31日 4 経営第3160号
令和 6 年 3 月29日 5 経営第3168号

第 1 趣旨

本資金は、意欲と能力をもって農業を営む者に対し、前向き投資資金及び償還負担の軽減に必要な資金を融通する措置を講ずることにより、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）に規定する効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資することを目的とする。

第 2 資金の内容

本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「公庫法」という。）別表第 5 第 1 号の 2 及び平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 36 号（株式会社日本政策金融公庫法別表第 1 第 8 号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第 1 号から第 4 号まで、第 10 号及び第 18 号並びに平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 35 号（株式会社日本政策金融公庫法附則第 35 条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件。以下「暫定利率を定める告示」という。）に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。

I 経営改善

1 貸付金の使途

農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）に定める経営改善資金計画（以下単に「経営改善資金計画」という。）に基づいて農業経営の改善を図るのに必要な次の(1)から(10)までの資金

ただし、2 の(4)、(6)又は(7)に掲げる者に対する貸付けにあつては、農業近代化資金（基本要綱第 2 の 1 に定める農業近代化資金をいう。）では対応が困難な場合に限る。

- (1) 農地（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 43 条第 1 項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第 2 条第 1 項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良又は造成に必要な資金
- (2) 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下「農地等」という。）の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するための防風林、道路、水路、ため池等として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金
- (3) 農業者が、農地等について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対応する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

- (4) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対応する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
(2の(6)に掲げる者以外の者に対する貸付けにあつては、農機具又は運搬用機具に係るものに限る。)
- (5) 果樹の新植、改植又は育成に必要な資金
- (6) オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成に必要な資金
- (7) 家畜の購入又は育成に必要な資金
- (8) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の農業経営の改善を図るために必要な施設（農機具及び運搬用機具を含む。）の改良、造成又は取得に必要な資金
- (9) 農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金（民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画の認可を受けた者又は私的整理ガイドラインに沿った私的整理を行う者の行うもの（以下「事業再生支援資金」という。）並びに2の(3)、(4)及び(6)に掲げる者の行うものに限る。)
- (10) 農業を営む者が構成員として法人に参加するために必要な資金（2の(7)に掲げる者の行うものに限る。)

2 貸付対象者

貸付対象者は(1)から(8)までに掲げる者とする。

- (1) 農業を営む者であつて、次のアからエまでに掲げる要件の全てを満たすもの（以下「主業農業者」という。）
 - なお、事業再生支援資金を借り入れる場合にあつては、次のオ及びカの要件を追加し、追加する要件の全てを満たさなければならないものとする。
 - ア 農業所得が総所得（法人にあつては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高）の過半を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあつては、農業に係る売上高が1,000万円以上）であること。
 - イ 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあつては、常時従事者（農地法第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。
 - ウ 個人の農業者であつて、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。
 - エ 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）
 - オ その者の行う事業が次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 地域農業の維持振興に大きな役割を果たしている事業であること。

② 一定の雇用効果が認められる等、地域経済の活力維持に資する事業であること。

③ 先進性、新規性又は技術力の高い事業等で、今後の発展が見込まれる有望な事業であること。

カ 適切な再生計画又は再建計画（私的整理ガイドラインに基づくものに限る。）が策定され、関係者による支援体制が構築されており、民間金融機関の金融支援が得られる者であること。

(2) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）

なお、事業再生支援資金を借り入れる場合にあっては、(1)のなお書きの規定を適用するものとする。

(3) 農業経営基盤強化促進法第19条第 1 項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）

(4) 原則として 5 年以内に、認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 12 条に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 5 に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 3 条に規定する果樹園経営計画を含む。）の認定を受けたもの。）となる計画を有する農業を営む法人であって経営開始後決算を 2 期終えていないもの（経営改善資金計画に基づき 1 の(1)から(9)までの資金を借り入れる場合に限る。以下「農業参入法人」という。）

(5) (1)の経営（ただし、家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業を営む者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があること、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たすものに限る。以下「経営主以外の農業者」という。）

なお、事業再生支援資金を借り入れる場合にあっては、(1)のなお書きの規定を適用するものとする。

(6) 次に掲げる要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体であって農業を営む者（経営改善資金計画に基づき 1 の(1)から(9)までの資金を借り入れる場合に限る。以下「集落営農組織」という。）

ア 目的、構成員の資格等を定めた定款又は規約を有していること。

イ 一元的に経理を行っていること。

ウ 原則として 5 年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。

エ 農用地の利用の集積の目標を定めていること。

オ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合にあっては、ウについては法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、エについては農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

(7) (6)に掲げる者が法人化するときに当該法人の構成員として参加する農業を営む者（経営改善資金計画に基づき 1 の(10)の資金を借り入れる場合に限る。）

(8) 農業協同組合又は農業協同組合連合会（いずれも(1)から(7)までに掲げる者のいずれかに転貸する場合に限る。）

3 貸付限度額

貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当する額

ただし、認定新規就農者が認定就農計画（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 5 第 2 項に規定する認定就農計画をいう。以下同じ。）に従って農地等を取得する場合については 1,000 万円、事業再生支援資金にあっては、取引先金融機関からの要請がある場合及び民間金融機関の融資が困難と認められる場合については、貸付けを受ける者の負担する額とする。

また、本資金及びⅡの負担軽減に係る資金の借入額を合算した額は、農業を営む個人及び農業参入法人にあっては 1 億 5,000 万円、農業を営む法人（集落営農組織を含む。以下同じ。）にあっては 5 億円をそれぞれ超えてはならないものとする。

4 貸付利率

(1) 1 の(2)の資金の利率は、暫定利率を定める告示 1 の年 3 分 5 厘以内で主務大臣の定める利率とする。

(2) 1 の(2)以外の資金の利率は、暫定利率を定める告示 1 の年 5 分以内で主務大臣の定める利率とする。

5 償還期限（据置期間）

償還期限 25 年以内（うち据置期間 3 年（果樹の新植、改植又は育成に必要なものについては 10 年、認定新規就農者が認定就農計画に従って行う農地等の取得に必要なものについては 5 年）以内）

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 121 条第 1 項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 132 号）第 11 条第 1 項に規定する者であって、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあっては、償還期限 28 年以内（うち据置期間 6 年（果樹の新植、改植又は育成に必要なも

のについては13年以内)とする(令和8年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。))。

6 その他

第2のIの4に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額

(ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。)を農業者に対して行う助成については、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知)及び東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「東日本大震災利子助成事業実施要綱」という。)に定めるところによる。

II 負担軽減

1 貸付金の使途

農業負債整理関係資金基本要綱(平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知)に定める経営改善計画(以下単に「経営改善計画」という。)に基づいて農業経営の改善を図るのに必要な次の(1)及び(2)の資金

(1) 次に掲げる資金(2)のアからエまでに掲げる資金、地方公共団体が利子補給若しくは利子助成を行い、又は融通する資金及び政府関係金融機関が融通する資金を除く。)を借り受けたために生じた負債の整理に必要な資金(以下「再建整備資金」という。)

ただし、民間金融機関の農業経営負担軽減支援資金(農林水産省経営局長が別に定める農業経営負担軽減支援資金をいう。)による対応が困難である場合に本資金を貸し付けることができるものとする。

ア 共同相続人のうち遺産に属する農地、施設その他の農業に活用される資源(以下「農業経営資源」という。)についてこれらを活用して農業を営もうとする者が他の共同相続人からその農業経営資源に係る相続分の譲渡しを受けるのに必要な資金その他遺産の分割による農業経営資源の細分化を防止するのに必要な資金

イ 農業経営の改善のためにする農地等の取得に必要な資金

ウ 疾病、負傷又は災害により必要な資金

エ 農具、肥料、飼料、家畜その他農業経営に必要な資材又は施設の取得又は設置に必要な資金

オ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金

(2) 次のアからエまでに掲げる資金を借り受けたために生じた負債又はオに掲げる負債(以下「制度資金等負債」という。)の円滑な支払に必要な資金(経営改善計画の計画期間中の当該制度資金等負債の償還に必要な資金に限る。以下「償還円滑化資金」という。)

ア 農業近代化資金(農業近代化資金融通法第2条第3項の農業近代化資金

であって、農業近代化資金融通措置要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1747 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に定める資金、農林水産省経営局長が別に定めるもの及び国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律（平成 17 年法律第 16 号）第 1 条の規定による改正前の農業近代化資金助成法第 2 条第 3 項の農業近代化資金をいう。）、経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）第 2 条第 4 項の経営資金をいう。）その他国が利子補給補助又は利子助成補助を行う資金及び国の補助金の交付を受けた者がこれを財源として利子補給補助又は利子助成補助を行う資金

イ 農業改良資金（農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）第 2 条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 23 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金（同法第 1 条の規定による改正前の農業改良資金助成法第 2 条に規定する農業改良資金をいい、同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）をいう。）

ウ 青年等就農資金（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する青年等就農資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）附則第 9 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する旧就農支援資金をいう。）

エ 公庫法第 11 条第 1 項第 1 号の規定に基づき公庫が融通する資金（公庫法附則第 42 条の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法（昭和 27 年法律第 355 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農林漁業金融公庫が融通した資金を含む。）

オ 土地改良事業（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項の土地改良事業をいう。）又は国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成 11 年法律第 198 号）附則第 8 条第 1 項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成 20 年法律第 8 号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成 14 年法律第 130 号）第 11 条第 1 項第 7 号イからハまでの事業、同項第 8 号の事業若しくは同項第 9 号の事業（土地改良施設に係るものに限る。）若しくは国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第 10 条第 1 項若しくは第 11 条第 1 項に規定する業務に要する費用に係る負担金その他の金銭の円滑な支払いに必要な資金

2 貸付対象者

貸付対象者は(1)から(5)までに掲げる者とする。

- (1) 主業農業者
- (2) 認定新規就農者
- (3) 目標地区に位置付けられた者
- (4) 経営主以外の農業者
- (5) 農業協同組合又は農業協同組合連合会（いずれも(1)から(4)までに掲げる者のいずれかに転貸する場合に限る。）

ただし、(1)から(4)までに掲げる者が再建整備資金及び償還円滑化資金を借り入れる場合にあっては、次のア及びイの要件の全てを満たさなければならないものとする。

ア 経営改善計画の計画期間内に農業経営の安定が図られる見込みであること。

イ 現に負債の償還に支障を来しており、かつ、関係金融機関による既往債務の貸付条件の緩和措置等では十分な経営の改善が図れないこと。

3 貸付限度額

貸付限度額は、以下のとおりとする。

ただし、本資金及びⅠの経営改善に係る資金の借入額を合算した額は、農業を営む個人にあっては1億5,000万円、農業を営む法人にあっては5億円をそれぞれ超えてはならないものとする。

(1) 再建整備資金

- ① 農業を営む個人 1,000万円

ただし、農業経営又は農業所得の規模が当該地域の平均以上である場合等必要があると認められる場合は1,750万円とし、その規模等からみて特に必要があると認められる場合は2,500万円とする。

- ② 農業を営む法人 4,000万円

- ③ いずれの場合も償還円滑化資金の貸付金残高及びⅠの経営改善の貸付金残高と通算しないものとする。

ただし、平成19年4月1日前に貸し付けられた平成13年4月27日財務省・農林水産省告示第27号（農林漁業金融公庫法別表第1の第1号（1の3）の資金を指定する件）2から4までに掲げる資金の貸付金残高と通算するものとする。

(2) 償還円滑化資金

経営改善計画の計画期間中の5年間（債務者の年間償還額からみて経営改善計画の実行のために必要不可欠と認められる場合は、10年間）において支払われるべき制度資金等負債の各年の支払金の合計額に相当する額

この場合における各年の支払金の合計額に相当する額は、その全部又は一部を一括して貸し付けることができるものとする。

4 貸付利率

暫定利率を定める告示1の年5分以内で主務大臣の定める利率とする。

5 償還期限（据置期間）

償還期限 25 年以内（うち据置期間 3 年以内）

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 121 条第 1 項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第 11 条第 1 項に規定する者であって、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、償還期限 28 年以内（うち据置期間 6 年以内）とする（令和 8 年 3 月 31 日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。

6 その他

- (1) 経営改善計画に基づき再建整備資金又は償還円滑化資金と I の 1 の(1)から(9)（事業再生支援資金を除く。）までの資金を併せて貸し付ける場合については、当該資金のそれぞれにつき I の経営改善で定める貸付条件を準用する。
- (2) 廃止前の農業経営維持安定資金実施要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 302 号農林水産事務次官依命通知）に基づく同要綱第 2 の 1 の(2)のアの資金又は(3)の資金の貸付けは、当該資金を借り受けるために策定された経営改善計画（平成 19 年 3 月 31 日までに策定したものに限る。）により貸付けができるものとする。
- (3) 第 2 の II の 4 に規定する貸付利率を 0 %に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を 2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者に対して行う助成については、東日本大震災利子助成事業実施要綱に定めるところによる。

附 則（平成23年 5 月 2 日23経営第249号）

この通知は、平成23年 5 月 2 日から施行し、平成23年 3 月11日から適用する。

附 則（平成23年11月21日23経営第2219号）

この通知は、平成23年11月21日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日23経営第3564号）

この通知は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 4 月 6 日23経営第3564号）

この通知は、平成24年 4 月 6 日から施行する。

附 則（平成24年 5 月11日24経営第393号）

この通知は、平成24年 5 月11日から施行し、平成24年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成24年 5 月22日24経営第511号）

この通知は、平成24年 5 月22日から施行し、平成24年 5 月 6 日から適用する。

附 則（平成24年 8 月13日24経営第1575号）

この通知は、平成24年 8 月13日から施行し、平成24年 6 月 8 日から適用する。

附 則（平成25年 4 月 1 日24経営第3665号）

この通知は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （平成25年8月26日25経営第1650号）

この通知は、平成25年8月26日から施行し、平成25年6月8日から適用する。

附 則 （平成25年10月11日25経営第2001号）

この通知は、平成25年10月11日から施行し、平成25年9月15日から適用する。

附 則 （平成26年2月27日25経営第3419号）

この通知は、平成26年2月27日から施行し、平成25年11月11日から適用する。

附 則 （平成26年4月1日25経営第3636号）

1. この通知は、平成26年4月1日から施行する。

2. この通知の施行の日（以下「施行日」という。）前に貸し付けられた経営体育成強化資金及び施行日前に農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。以下「改正法」という。）附則第8条第1項に規定する旧就農促進法第4条第1項の認定を受けた者（改正法附則第8条第3項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に貸し付けられる経営体育成強化資金についてのこの通知による改正後の経営体育成強化資金実施要綱通知の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成27年4月1日26経営第3306号）

この通知は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成28年4月1日27経営第3213号）

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （平成29年3月31日28経営第3060号）

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年3月30日29経営第3432号）

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年3月29日30経営第3014号）

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年3月30日元経営第3160号）

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月29日2経営第3025号）

1. この通知は、令和3年4月1日から施行する。

2. この通知の施行の日前に、主要な事業用資産について平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震より浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者に対して経営体育成強化資金の貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後のⅠの3及びⅡの3の規定の適用については、なお従前の例による。

1. この通知の施行の日前に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第121条第1項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第12条第1項に規定する者に対して経営体育成強化資金の貸付の決定が行われた場

合のこの通知による改正後のⅠの５及びⅡの５の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 （令和４年３月３１日３経営第３１５８号）
この通知は、令和４年４月１日から施行する。

附 則 （令和５年３月３１日４経営第３１６０号）
この通知は、令和５年４月１日から施行する。

附 則 （令和６年３月２９日５経営第３１６８号）
この通知は、令和６年４月１日から施行する。

附 則 （令和７年３月３１日６経営第３２５３号）
この通知は、令和７年４月１日から施行する。